



2026 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

特別調査委員会による調査報告書の公表の取り止め及び第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日付開示資料「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が 2026 年 7 月 25 日付で特別注意銘柄に指定されておりますが、これを受け、2026 年 9 月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、外部専門家を交えた調査を目的とし、当社指名委員会の委員長である中村信雄弁護士、受領済報告書における社内調査委員会の委員長である公認会計士の清瀬由氏及び当社が昨年設置し調査を実施した第三者委員会の委員である辺誠祐弁護士の 3 名で構成された新たな調査委員会（以下、「特別調査委員会」といいます。）を設置することを決定しておりました。

そして、特別調査委員会からの調査結果の受領予定時期については 2026 年 9 月 17 日付開示資料「改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ」にて 2026 年 10 月 31 日とお知らせしておりました。

しかしながら、本日 2026 年 10 月 30 日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されることから、当社では、本日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果の公表を取り止めることを決定しましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の臨時取締役会において、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）からの要請を受け、下記のとおり、第三者委員会の設置を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この第三者委員会は、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に準拠するものです。

この度は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていますことを心よりお詫び申し上げます。

1. 特別調査委員会の公表取り止めについて

当社は、2026 年 6 月 15 日付開示資料「2026 年 10 月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」のとおり、当監査法人から 2026 年 10 月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしました。

そして、当社は、当該レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」といいます。）を設置し、調査を実施して、2026 年 9 月 1 日開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて調査報告書（以下、「受領済報告書」といいます。）をお知らせしております。

他方で、当社は、2026 年 7 月 27 日付開示資料「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が 2026 年 7 月 25 日付で

特別注意銘柄に指定されております。

これに伴い、当社では、特別注意銘柄指定に伴う改善計画の策定の基礎資料として受領済報告書を検証していましたが、当該改善計画の策定において当社の内部管理体制の不備等のさらなる調査が必要であると判断しました。

そのため、当社では、2026 年 9 月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、外部専門家を交えた調査を目的とし、特別調査委員会を設置すること及び特別調査委員会の委員の選任を決定しておりました。

当社は、2026 年 9 月 17 日時点で、特別調査委員会との意見を交えて、特別調査委員会の調査範囲に以下の事項を定めております。

①以前に当社の連結子会社であったヤマワケエステート株式会社（以下、「YE 社」といいます。）が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約あるいは同契約とは別に取り交わした覚書において購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等が YE 社より買戻している複数の取引（実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引。以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）における取引開始の経緯、取引当事者の動機、社内の検討手続きおよび意思決定方法などにおいて、不正会計や法令違反などの悪質な意図の有無

②買戻し取引の取引主体であった YE 社及び YE 社の完全親会社で当時当社の連結子会社であった WeCapital 株式会社（以下、「We 社」といいます。）に関する当社の親会社としての子会社管理体制の問題点および財務報告における内部統制上の連結決算手続きの問題点（買戻し取引における当社の実態把握および会計処理の問題点も含みます。）

③We 社の連結子会社化（当時）におけるプロセスの問題点及び①から③の調査過程で判明した当社のガバナンス上の問題点

当社は、2026 年 9 月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」にて特別調査委員会における調査期間について「1 カ月から 1.5 カ月間程度を想定」と記載しており、かつ、2026 年 9 月 17 日付開示資料「改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ」にて公表した変更後の改善計画策定のスケジュールにおいて 2026 年 10 月 31 日に特別調査委員会から調査結果を受領する予定である旨をお知らせしておりました。

そうしたなかで、2026 年 10 月 29 日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第 3 四半期決算短信の開示予定時期について」に記載した通り、当社の会計監査人である当監査法人から以下の事項について指摘及び要請を受けております。

＜当監査法人において YE 社の営業に関して疑念が払拭されない事項＞

- 金融取引として処理すべきファンドが網羅的に検出されているか。
- 買戻契約の有無にとどまらず、YE 社の営業実態が不動産の売買にあったのか、持込業者に対する資金供与にあったのか。

＜当監査法人の評価＞

- クラウドファンド組成の条件とされた買受約定が承認文書に記載されず別契約とされていたこと、当社による当監査法人に対する提供資料から買い戻しの覚書が漏れていたこと、当監査法人による監査手続内で発見された情報における当社および YE 社の主張と当監査法人に対する説明が一致しないことは誤謬のみでは説明が困難であり、経営者または従業員の意図の有無について事実認定を要する状況にあること。
- この結果、当監査法人において、金融取引と不動産売買取引の区別、および本人・代理人の区別において主たる判断要素となる「主たるリスク」「在庫リスク」「価格裁量権」について、十分かつ適切な監査

証拠を入手できない状況にあること。

＜当監査法人の当社に対する要請事項＞

当監査法人では、当監査法人が訂正財務諸表および 2026 年 10 月期の財務諸表に対する意見を形成するために十分かつ適切な監査証拠を入手するには、当社から独立した立場（例えば、本ガイドラインを満たす調査委員会）による検証が不可欠であると考えている。

特別調査委員会による調査は、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に必要となる当社の内部管理体制上の課題を重点的に検証することが主な目的となっていたところ、すでに現時点で受領済報告書が不十分であることが判明していることや特別調査委員会による調査は受領済報告書が十分であるという前提に立って調査を実施していることを踏まえると、本日 2026 年 10 月 30 日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されることから、当社では、本日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果の公表を取り止めることを決定しました。

なお、当社は、2026 年 9 月 17 日付開示資料「改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ」にて、2026 年 8 月 24 日に公表した特別注意銘柄の指定解除に向けたガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画の策定方針の実施スケジュールについて変更するとともに当該変更後の実施スケジュールをお知らせしておりましたが、このたびの特別調査委員会の調査結果の公表の取りやめ等を受けて、再度、改善計画の策定方針の実施スケジュールを変更する予定です。

改善計画の策定方針の実施スケジュールの再変更について、決定次第、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

2. 第三者委員会の設置について

当社は、当監査法人より、受領済報告書において社内調査委員会が「分類 3 該当なし」と判断した案件の中に買戻し取引に分類される可能性がある案件が複数発見されたとの指摘を受けるとともに受領済報告書の内容などを改めて精査する必要があるとの意向を受け、その後、買戻し契約の有無にかかわらず YE 社が投資対象不動産を売却するための販売活動等を行ったのかどうかの YE 社におけるクラウドファンด์案件の取引実態を解明するよう要請を受け、その後さらに、金融取引として処理すべきファンドが網羅的に検出されているか及び買戻し契約の有無にとどまらず、YE の営業実態が不動産の売買にあったのか、持込業者に対する資金供与にあったのか等についての疑義を払拭するために当社から独立した立場（例えば、本ガイドライン）を満たす調査委員会）による調査・検証を行うよう要請を受けております。

上記の当監査法人からの要請を踏まえて、当社は、本日開催の臨時取締役会において、第三者委員会の設置を決議いたしました。

なお、この第三者委員会は、本ガイドラインに準拠するものです。

第三者委員会は、当社から独立した外部の有識者（弁護士等）により構成され、本ガイドラインに準拠し、公正かつ客観的な立場から調査を行います。

第三者委員会の委員の構成等の詳細については、現在検討中であり、決定次第速やかに公表いたします。

当社は、第三者委員会による調査及び検証が、独立性及び透明性を担保し、かつ、実効的に実施されるよう、第三者委員会の活動を全面的に支援するとともに、必要な情報を適切に提供する方針です。

この度は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていますことを心よりお詫び申し上げます。

以 上